

## 令和4年第10回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和4年10月7日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 4階北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適 化推進委員	出・欠	役職	
東部地区	古市	京谷理史	○			会長	
		古澤義夫	○				
		松永年實	○				
					森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○				副会長
		三田茂明	×				
		葉山昌男	○				
					梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○				
		堀内利弘	○				
		吉田繁	○				
					吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○				
					松山敏行	×	
	高鷲	奥野晋也	○				副会長
		内本正美	○				
	丹比	小池良夫	○				
		大谷章	○				
				白樫保雄	○		

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局

白樫明広 葉山 浩章 渡辺正治

案 件

報告第26号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	3件
議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

議案第35号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する  
法律第3条第1項の規定による承認申請について 1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

---

委 員

---

委 員

---

【開会 13 : 50】

事務局 それでは、みなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第10回の農業委員会総会を開催させていただきます。  
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。  
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。今日、あいにくの雨になっております。皆様方の方では、もう稲刈り済ませたところもあるかと思えます。またこれから順次やっていくところもあるかと思えます。雨なのでなかなか下が柔らかいので、しっかりと刈りにくいかと思ったりもしますけれども、慌てず怪我の無いように農作業に取り組んでいただきたいと思います。また、先月から誉田地区のだんじり祭り、また、10月に入って、西浦地区、古市地区のだんじり祭りが3年ぶり開催ということになります。こちらの方も地域の祭りとして、楽しんでいただきたいと思いますので、よろしく願います。  
それでは議題の方に入らせていただきます。  
事務局の方から案件の概要説明お願いいたします。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、令和4年第10回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
古市地区2件、西浦地区1件の計3件です。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について  
西浦地区1件、駒ヶ谷地区3件の計4件です。

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について  
丹比地区1件です。

議案第35号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律  
第3条第1項の規定による承認申請について

高鷲地区1件です。

以上 本日ご審議いただきます案件につきましては  
報告案件が3件、議案案件が6件の計9件となります。

なお、本日欠席の委員は、埴生地区の松山委員、西浦地区三田委員でござ  
います。

それでは議長、ご審議の程よろしくお願いいたします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局から報告がありました。  
それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただ  
くことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を松永委員さんと葉山委員さんにお願  
いします。よろしくお願ひします。

それでは、報告第26号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出に  
ついて事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、3件続けてご説明させていただきます  
す。

この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。

農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出で  
す。

1件目です。地図（案件位置図）「4条届出①」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、碓井689番2 地目は 田。 面積は 171㎡

届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、住宅（転用済） です。

現地確認委員さんは、松永委員さんです。

2件目です。地図（案件位置図）「4条届出②」をご参照ください。  
地区名は、西浦地区です。  
対象農地は、東阪田289番3 地目は 畑。 面積は 99㎡  
届出人は、●●●●●●●●●●●●●● 様  
転用目的は、露天駐車場 です。  
現地確認委員さんは、梅谷委員さんです。

3件目です。地図（案件位置図）「4条届出③」をご参照ください。  
地区名は、古市地区です。  
対象農地は、古市二丁目132番9 地目は 畑。 面積は 126㎡  
届出人は、●●●●●●●●●●●●●● 様  
転用目的は、共同住宅（転用済） です。  
現地確認委員さんは、京谷会長です。

なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準  
第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、  
本議案の受理については問題ありません。  
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷議長 次に、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、4件続けて説明させていただきます。  
本件は農地の所有権移転を行うものです。

まず、1件目 地図の「3条許可①」をご参照ください  
地区名 西浦地区  
申請地 尺度1087番 田 928㎡  
譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●● 様  
譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積は、1357㎡となります。

親子間での所有権移転となります。

譲受人の農作業歴は浅いですが、●●●様と2名で耕作を継続されます。農機具も、●●●様所有のトラクター、コンバイン、田植機等を借りて耕作されます。

現在も申請地を耕作しており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

続きまして2件目、

地図の「3条許可②」をご参照ください

地区名 駒ヶ谷地区

申請地 大黒561番1 田 900㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積は、2228㎡となります。

譲受人の農作業歴は32年。

トラクター、コンバイン、耕運機、草刈機を所有しております。

現在も所有農地及び利用権設定した借地を耕作しており、

所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

続きまして3件目、

地図の「3条許可③」をご参照ください

地区名 駒ヶ谷地区

申請地 壺井432番ほか5筆 いずれも田 合計1428㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積は、10580㎡となります。

譲受人の農作業歴は25年。

軽トラ、耕運機、草刈機、田植機、脱穀機を所有しておられます。

現在も所有農地を耕作しており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

続きまして4件目、

地図の「3条許可④」をご参照ください

地区名 駒ヶ谷地区

申請地 駒ヶ谷222番1番ほか6筆 田が4筆、畑が3筆、合計2196.3㎡となります。

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積は、5236.3㎡となります。

親子間での所有権移転となります。

譲受人の●●●様は、農作業歴は6年、愛知県の大学卒業後、実家の駒ヶ谷に戻り、ブドウの栽培を行っております。

軽トラ、ハウス加温機等を所有しておられ、現在もブドウ栽培を行っております。所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。  
説明は以上となります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

京谷議長 1件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さん地元委員さんいかがですか。

地元委員 先月確認に行かせていただきました。親子間での所有権移転ということで、現在も耕作されております。何ら問題ありません。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、1件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 先月28日に確認に行かせていただきました。見る限り畑を作っておられ、若干雑草はあるものの何ら問題ないかなと思います。

京谷議長 地区委員 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。  
異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 3件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 2日に現地を見せてもらったんですけど、今のところ問題はないと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、3件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に、4件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 10月1日に現地を確認に行ってまいりました。譲渡し人の●●様は●●の姓で嫁いでその子が●●●●。親子間の移転です。彼は6年ぐらい大阪で誠実にブドウ栽培をやっていて、間違いないと思います。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、4件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

3条の件につきましては、三年三耕作と言われていきますので、適時継続して見ていただきますようよろしくお願いいたします。

京谷議長 次に、議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第34号農地法第5条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

地区名は丹比地区、被設定人 ●●●●●●●●●●●●●●●●

設定人 ●●●●様 申請地は、河原城942番 地目 田

1097平方メートル 転用目的は、露天駐車場となります。

権利の種類は、賃借権の設定です。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地法第5条第2項第2号の規定により、第2種農地と判断されます。

被設定人は、●●●●を営んでおり、事業拡大に伴い、利便性の良い駐車場を探していたところ、申請地を選定し、露天駐車場として整備するものです。

予定駐車台数は31台となっています。

代替性の検討です。事業目的の達成に必要な面積を満たす土地は他にも2か所ありましたが、耕作を継続する、また賃貸の同意を得られずで、本件申請地以外では事業目的の達成が困難です。

表面は砕石仕上げとなり、雨水排水につきましては、敷地周辺にU字溝を設置し、敷地内にある雨水排水施設に接続し、公共水路へ放流することとなります。

また、隣接農地所有者、水利組合からの同意も得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。

資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

京谷議長 丹比地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 意義ありません。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。



- 他の委員 異議なし
- 京谷議長 異議がないようですので、丹比地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
- 京谷議長 次に、議案第35号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第35号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について説明させていただきます。  
この制度は、市民農園を開設する方法の一つとして創設されたもので、都市住民等への趣味的な利用を目的として農地を貸し付ける制度となっています。  
地図の「特定農地」をご参照ください。  
地区名は 高鷲地区です。  
申請地 高鷲7丁目49番1 田 1044㎡  
開設者 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
貸付規程内容は、特定農地貸付規程内容に基づき65区画、1区画約15㎡に分け、市民農園として貸し出しとなります。  
貸付期間は1年間となっていますが、5年を超えない範囲で自動更新できることとなっています。  
また、6年目以降は、毎年開設者と借手協議し、合意に達した場合は更新することができるようになっており、その際、改めて承認申請が必要となります。  
本申請は、法律で必要とする要件を満たしており、適正に運営されることが期待できるとともに、隣接農地や周辺住宅への影響もないものと考えます。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。
- 京谷議長 高鷲地区の承認申請について、地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 以前から市民農園として貸し出しされており、別に問題ないと思います。
- 京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、高鷲地区の承認申請について原案どおり、承認いたします。

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。  
事務局からその他連絡事項をお願いします。

【閉会 14 : 20】